

島田市工期設定実施要領

最終改正 令和 2 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、島田市が発注する週休 2 日工事（土木工事）において工期設定を行うための必要事項を定め、建設産業における週休 2 日の推進に向けた適切な工期設定を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、島田市週休 2 日工事（土木工事）実施要領第 4 条の規定により発注する工事に適用する。

(定義)

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工期 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。
- (2) 準備期間 施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く。なお、「土木工事共通仕様書及び農林土木工事共通仕様書」の工事着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。主たる工種区分ごとに次の表に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。次の表に記載がない工種区分については、30 日を最低準備期間として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工 種	準備期間	工 種	準備期間
河川工事	40 日	舗装工事（修繕）	60 日
河川・道路構造物工事	40 日	共同溝等工事	80 日
海岸工事	40 日	トンネル工事	80 日
道路改良工事	40 日	砂防・地すべり等工事	30 日
鋼橋架設工事	90 日	道路維持工事	50 日
P C 橋工事	70 日	河川維持工事	30 日
橋梁保全工事	60 日	電線共同溝工事	90 日
舗装工事（新設）	50 日		

- (3) 施工に必要な実日数（実働日数） 種別・細別ごとの日当たり施工量、積算数量及びその他の施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間等）により算出される実働日数をいう。
- (4) 不稼働日 雨休日（日曜日及び土曜日、祝日、年末年始、夏期休暇、降雨日並びに降雪日をいう。以下同じ。）及びその他不稼働日をいう。
- (5) 後片付け期間 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。
- (6) 作業所要日数 作業別の施工に必要な実日数をいい、実働日数と雨休日を合計し算出した日数をいう。
- (7) 雨休率 休日と降雨降雪日の年間の発生率をいう。この場合において、休日は日曜日及び土曜日、祝日、年末年始休暇（6日）並びに夏季休暇（3日）とし、降雨降雪日は静岡観測所の気象データを基準とし、静岡県が地域制を考慮して設定した「0.8」を標準とする。
- (8) その他不稼働日 地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等を考慮した作業不能日数をいい、次に掲げる事項を考慮したものをいう。
- ア 工事の性格の考慮 工事を行うに当たっては、その工事特有の条件がある。その条件によってはその条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。
- イ 地域の実情の考慮 当該工事を行う地域により当該地域の祭り等何らかの理由により施工できない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。
- ウ その他 ア及びイ以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

（実施方法）

第4条 工期の設定等の実施方法について、次のとおり定める。

- (1) 工期の設定 工期の設定は、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間として設定した日数の合計日数で行う。
- (2) 工期設定日数の設計書への添付 工期設定日数は、設計書（金入り・金抜き）に添付することにより設計図書の一部とする。

（その他）

第5条 工事途中において、工事工程に関する疑義が生じた場合には、速やかに発注者と受注者とが協議して方針を決定するものとし、必要に応じて工期の変更を行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、同日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。